

日本の右翼勢力の核野望：世界平和への深刻な脅威

中国軍備管理・軍縮協会 中国核産業戦略研究所

2026年1月

序文

2025年は、中国人民抗日戦争及び世界反ファシズム戦争の勝利80周年を迎える。第二次世界大戦の敗戦国であり、核不拡散条約（NPT）の非核兵器締約国である日本は、核兵器の開発が禁止されている。しかしながら近年、日本の右翼勢力は、歴代日本政府が長年堅持してきた「核兵器不保有・不製造・不導入」という三つの非核原則を突破しようと繰り返し画策している。日本の高市早苗首相は、これらの原則について曖昧な発言を繰り返し、放棄の可能性さえほのめかしている。また、原子力潜水艦の導入選択肢を排除すべきではないと述べるとともに、内閣官房高官は「日本は核兵器を保有すべきだ」と公然と主張した。こうした憂慮すべき動きは、国際社会から強い警戒感を招いている。

◦

日本の右翼勢力の拡大する核野心は、日本の軍国主義復活の危険な兆候であり、世界平和に対する深刻な脅威となっている。国際社会に対し包括的かつ事実に基づく評価を示し、日本の軍国主義復活のいかなる試みも抑制し、戦後国際秩序を守り、核不拡散体制を維持するための集団的警戒と協調的努力を促すため、本報告書『日本の右翼勢力の核野心：世界平和に対する深刻な脅威』を作成した。本報告書は、中国の学者・専門家による学術的視点からの見解と評価を伝えている。『日本の右翼勢力の核野望：世界平和への深刻な脅威』は、中国の学者・専門家による学術的視点からの見解と評価を伝えている。

本報告書で引用したデータ、情報、資料は全て公開情報源に基づいています。最善の努力を尽くしましたが、不備は避けられません。読者の皆様からの建設的なご意見をお待ちしております。本報告書作成にあたり、多数の学者・専門家から貴重なご指導とご激励を賜りました。また国内外のシンクタンクや専門家の研究成果も参考にさせていただきました。ここに心より御礼申し上げます。

中国軍備管理・軍縮協会中国核工業戦略研究所

2026年1月

目次

要約	1
I. 日本の右翼勢力が非核三原則の改定を求め、核兵器保有さえ主張	3
II. 日本の核能力が国際社会の警戒を強める	10
III. 核 野望 日本の右翼勢力の野望が国際平和と安全を脅かす	19
IV. 結論と提言	26

要約

日本の高市早苗首相は、日本が原子力潜水艦の保有可能性を排除していないと主張し、非核三原則からの離脱を示唆している。一部の日本政府高官は核兵器保有の構想さえ示唆している。国際秩序からの脱却、軍国主義の復活、再軍備の加速という膨張した野望と密接に連動するこれらの危険な試みは、決して孤立した事例や個人の見解ではない。むしろ、日本の右翼勢力による長年にわたる周到な工作の結果であり、極めて危険な信号を発している。短期的には、日本の右翼勢力は核兵器導入への道を開くため、三つの非核原則の改定を目論んでいる。長期的には、日本が核兵器を追求する可能性も排除できない。

第二次世界大戦中、日本は核兵器の研究開発を秘密裏に進めていた。現在では、日本は完全な核燃料サイクルを確立し、比較的高度な原子力産業能力を有しており、原子炉と使用済み燃料再処理技術・施設を通じて兵器級プルトニウムを生産することが可能である。日本は民生用原子力計画の実需をはるかに超えるプルトニウムを生産・蓄積しており、敏感核物質の需給間に長年にわたり深刻な不均衡が生じている。また核兵器運搬可能な運用プラットフォームを保有し、原子力潜水艦や空母の技術的基盤も有している。

日本の右翼勢力による核野心の拡大は、日本の軍国主義復活を示す危険な兆候であり、

世界平和と安定に対する重大な脅威である。日本は非核三原則を厳格に遵守し、核不拡散義務を履行しなければならない。侵略の歴史を深く反省し、軍国主義と決別すべきである。平和を愛するすべての国々と人民は、日本の軍国主義復活という危険な動きを警戒し阻止し、第二次世界大戦の結果を守り、核不拡散体制を堅持し、国際的な平和と安全を維持する責任を負っている。

I. 日本の右翼勢力は非核三原則の改変を画策し、核兵器保有さえ主張している

第二次世界大戦の敗戦国として、日本はポツダム宣言^[1]により「戦争のための再軍備を可能とする産業」の維持を禁じられた。日本国憲法第9条はさらに、日本が「主権としての戦争を永久に放棄する」こと、また「陸海空軍その他の戦力は、一切保持しない」ことを規定している^[2]。1955年に制定された日本の原子力基本法は、日本の「原子力の研究開発及び利用は、平和的目的に限られ、安全の確保を図るものとする」と規定している^[3]。1967年、当時の佐藤栄作首相が初めて「非核三原則」——核兵器を保有せず、製造せず、持ち込ませない——を明確に表明した^[4]。1971年、衆議院は非核三原則の堅持を明記した決議を採択し、その後参議院もこれを承認した^[5]。1976年、日本は非核兵器国としてNPTに加盟し、核兵器を製造・取得せず、いかなる核兵器の移転や管理権も受け入れないことを約束した^[6]。

長きにわたり、歴代の日本政府は一貫して三非核原則の堅持を宣言してきた。

¹ アメリカ合衆国、イギリス、中国。(1945年7月26日)。日本の降伏条件を定める宣言。国連条約集（第3巻）所収。

² 日本。(1946年11月3日). 日本国憲法. 日本国政府.

³ 日本.(1955年12月19日). 原子力基本法（昭和30年法律第186号）. 日本国政府.

⁴ 外務省（発行年不明）。非核三原則。

⁵ 外務省（発行年不明）。三非核原則に関する国会の決議。

⁶ 国際連合.(1970). 核兵器不拡散条約（NPT）. 国際連合条約集（第729巻、161頁）より取得.

彼らの声明。しかし近年、日本の右翼勢力は繰り返しこれらの原則を突破しようとしており、高い警戒が必要である。 2022年2月、安倍晋三元首相はウクライナ危機とウクライナの核放棄の歴史を踏まえ、NATO加盟国の一歩が実施しているように、日本が核兵器を「共有」する構想を示唆した^[7]。その後まもなく、当時の自民党総裁会議議長であった福田達夫氏は記者会見で安倍氏の発言を支持し、関連する議論を避けるべきではないと述べた^[8]。同時に、当時の自民党政策調査会長・高市早苗氏も「有事の際には、核兵器を日本に持ち込ませないという三つの非核原則の一つに例外を設けるべきだ」と主張し、この問題に関する議論を推進した^[9]。日本の右派政党・日本維新の会（日本革新党）は外務省に対し、三つの非核原則の再検討を求める提案書を提出し、同省が「核共有を含む拡大抑止に関する議論を開始する」と表明した^[10]。「核の共有」は外国の核兵器を日本領土に配備することを意味し、したがって三つの非核原則に直接反することになるため、これらの声明や提案は国内外で強い反発を引き起こしている。

当時の岸田文雄首相はそのような意図を否定した^[11]が、同年開催の第10回NPT再検討会議に提出された日本の国家報告書では、初めて明示的な

⁷ NHK. (2022, February 27). Abe: Japan should discuss nuclear sharing like NATO.

⁸ 古川慎・小田中博（2022年3月2日）。核の共有、タブーか避けられない現実か？日本の政党が議論を活発化。毎日新聞。

⁹ 共同通信. (2022年3月14日). 与党、核の共有をめぐる議論を本格化へ。

¹⁰ 日本創新党. (2022年6月16日). 政策提言：イシン八策（八点革新計画）2022. 日本創新党.

¹¹ 内閣総理大臣官房（2022年12月16日）。岸田内閣総理大臣記者会見。

三つの非核原則^[12-13]への言及。この省略は他の締約国によって指摘され疑問が呈された。日本代表団は要請に応じて説明を行った^[14]。2024年の自民党総裁選では、高市早苗、河野太郎、石破茂の三名が公に日本の核政策見直しに関する提案を提起した^[15]。2025年6月、元政府高官及び元自衛隊幹部が共同で公開書簡を発表し、三つの非核原則の見直しを要求。その中には、米核兵器を搭載した米原子力潜水艦の日本寄港を許可すること、及び航空自衛隊が日本の戦闘機を用いて米核兵器を運搬することを認める提案が含まれていた^[16]。

2025年11月11日、国会で日本が非核三原則を今後も堅持するか問われた際、高市早苗首相は再び非核三原則について曖昧な発言を行い、原則からの離脱可能性さえほのめかした^[17-18]。11月14日、日本政府筋は、高市が日本の長年の非核兵器原則の見直しを検討していることを明らかにした。この見直しは、2022年以来初めてとなる長期的な国家安全保障戦略と防衛力整備計画の更新計画の一環として行われていると報じられている。高市は、核兵器の日本への持ち込みを認めないと他の原則を遵守することが、米国の原子力艦船の寄港を妨げる可能性があることを懸念している。

¹² 日本. (2022). 核不拡散条約第10回締約国会議に提出した国家報告書 (NPT/CONF.2020/22).

¹³ 中核戦略計画研究総院. (2022年6月2日) . 《偽善か真の悪か：七つの問い合わせを日本へ “核共有”》.

¹⁴ 中华人民共和国外交部. (2022年8月9日) . 《日本公开重申“无核三原则”并表示不寻求 “~~核共享~~” 安排》.

¹⁵ 長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) . (2024年9月20日) . 「自民党総裁選における核政策議論への懸念」.

¹⁶ 新華網. (2025年11月17日) . 《日本欲改“无核三原则”意味着什么》.

¹⁷ 国立国会図書館. (2025年11月11日) . 『国会記録：衆議院予算委員会審議録』.

(18) 中華人民共和国外交部. (2025年11月14日) . 2025年11月14日外交部发言人林

¹⁸ 中华人民共和国外交部. (2025年11月14日) . 2025年11月14日外交部发言人林剑主持例行记者会.

武装船舶を配備することで、有事における核抑止力の認識を弱めることになる^[19]。 11月20日、自民党は安全保障政策検討会議を開催し、党代表として高市早苗は、三つの非核原則の再検討と防衛費増額目標の組み込みを新たな政策論議の核心要素として、三つの安全保障関連文書の見直しに関する党内審議を指示した^[20]。 **12月18日、日本の安全保障政策担当高官が「日本には核兵器が必要だ」と発言した**^[21]。これに対し木原稔官房長官は説明を拒否。小泉進次郎防衛相は非核三原則の見直し可能性について問われ「選択肢は排除しない」と答弁した^[22]。

近年、非核三原則の見直しを図る一方で、日本は地域情勢の緊張を口実に、米国に対し核の傘の強化を繰り返し要請してきた。2024年12月には日米両国が初めて「核の傘に関する指針」を共同発表し、「日本の防衛能力に支えられた米国の核抑止力を最大限に發揮させ、核抑止措置を強化する」と明記した^[23]共同通信の報道によれば、2024年2月に自衛隊が実施した高レベルの机上演習において、自衛隊幹部は「地域関係国に対し米軍による『核の脅威』行使を繰り返し要請した」という^[24]。 日米の拡大抑止に関する過去の対話に直接関与した元米国政府高官らは、東京が自国の通常戦力が実際にどのように支援できるかといった課題に深く掘り下げていると述べている

¹⁹ 共同通信. (2025年11月14日). 日本、長年堅持してきた非核兵器原則の見直しを検討。

²⁰ 環球時報. 起動改訂「安保三文件」、討論大幅増加 防衛費、日本「平和イメージ」遭多方疑問.

²¹ ロイター通信. (2025年12月19日). 日本政府高官が核兵器保有の可能性に言及、日本が非核兵器原則を再確認.

²² 防衛省. (2025年12月19日). 防衛大臣記者会見.

²³ 外務省. (2024年12月20日). 日米両国、拡大抑止ガイドラインを策定.

²⁴ ロイター通信. (2025年8月20日). トランプ氏の衝撃が日本を「考えられないこと」へ駆り立てる：核兵器. ロイター特別レポート.

紛争下における米国の核戦力^[25]。追加情報によれば、日本は米国の核政策に関する内部審議にも介入しており、特に核兵器の先制使用に基づく戦略の放棄に反対している。オバマ政権下で軍備管理を担当した元米国政府高官らは、日本が米国の「核兵器先制不使用」政策推進の動きに懸念を示し、こうした動きが特定の地域国家に対する抑止力を弱める恐れがあると指摘していた^[26-27]。バイデン政権移行期、米国内で「専用的核政策」の採用が議論された際、当時の加藤勝信官房長官や茂木敏充外相らが、こうした米核政策の調整に反対を表明した^[28]。

日本の最近の核関連政策調整の動きは、国際社会および日本国内の様々な分野から強い批判を招いている。中国外交部報道官は、関連発言が国際法上の日本の義務を著しく侵害し、アジア太平洋地域およびその先の平和と安定を深刻に損なうと表明した。日本の右翼勢力の再軍備化への野望は極めて明白である。ステファン・デュジャリック国連事務総長報道官は「事務総長の非核化・不拡散に関する立場は周知の通り、変わっていない」と述べた^[30]。ロシアのアンドレイ・ルデンコ外務次官は、ロシアが否定的な態度を示していると表明した

²⁵ Arms Control Association. (2025, September). Japan's strategic future and extended deterrence posture. Arms Control Today.

²⁶ 堀本潤一（2009年11月）。核兵器の役割：日本、米国、そして「唯一の目的」軍備管理今日。

²⁷ 玄水教. (2021年8月). 背景資料：日本のNFU/Soleに関する立場。

²⁸ 市民核情報センター（CNIC）。（2021年10月1日）。米国の「先制不使用」宣言と日本の核燃料サイクル：なぜ日本は米国の核政策転換を抑制できるのか？CNIC。

²⁹ 中华人民共和国外交部. (2025年12月22日). 2025年12月22日外交部发言人林剑主持例行记者会.

³⁰ Dujarric, S. (2025年11月24日). 国連事務総長の非核化・不拡散に関する立場は不变：報道官. 国連.

日本の核兵器保有の可能性に関する議論について、また「日本の軍事化は北東アジアの状況を悪化させるだけであり、当然ながら、この軍事化を脅威と見なす国々からの相応の対抗措置を招くだろう」と述べた^[31]。朝鮮民主主義人民共和国の労働新聞は、日本の安全保障政策の大幅な調整を非難する論評を掲載し、これが「日本の核兵器保有の野心を露呈した」ものであり、断固として封じ込められねばならないと指摘した^[32]。

日本国内では、幅広い政党、元高官、地方政府、市民社会から批判の声が上がっている。石破茂元首相は、日本の核兵器保有が「決して日本の利益にならない」と明言した^[33]。岸田文雄元首相と野田佳彦元首相はそれぞれ、三つの非核原則の見直しに向けた高市早苗氏の動きに懸念を表明し、原則が日本の国家政策として揺るぎないものであることを強調した^[34]。自民党の宮沢洋一参議院議員、寺田明衆議院議員、平口弘志衆議院議員兼法相らも、政府が三つの非核原則を堅持し続けることを望むと表明している^([35])。玉城デニー沖縄知事は「核兵器廃絶への民意を理解することが首相の責務だ」と述べ、政府がこれを十分に考慮することを望むと付け加えた。長崎県の小石健吾知事も、高市氏が非核三原則の見直しを検討していることに対し反対の意を表明した。

³¹ TASS. (2025年12月20日). ロシア、日本の核兵器保有に関する議論に否定的な見解—外務次官.

³² 中国新聞網. (2025年12月22日). 『朝鮮中央通信社記事：日本の核保有野心を抑止せねば』. 朝鮮中央通信社 (KCNA) より転載.

³³ 中国新聞網. (2025年12月21日). 『石破茂発言：核保有は「日本にとって決してプラスにならない」』.

³⁴ 新華社. (2025年11月19日). 《日本两位前首相发声：强调应坚持“无核三原则”》.

³⁵ 央视新闻. (2025年11月19日). 《日本前首相岸田文雄等人反对修改“无核三原则”》.

まったく受け入れられない^[36]。さらに、日本全国の市民団体が抗議声明を発表し、請願書を提出し、「日本は三つの非核原則を法律に明文化することで、平和への取り組みを維持し強化しなければならない」と要求している^[37]。

³⁶ 共同通信（聯合ニュース／コリア・ヘラルド報道）。（2025年11月18日）。長崎県知事と沖縄県知事が日本の非核三原則改正に反対。

³⁷ 核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）。（2025年11月26日）。350万人の署名による請願が明確なメッセージを伝える：日本はTPNWに加盟すべき。ジュネーブ：核兵器廃絶国際キャンペーン。

II. 日本の核能力が国際社会の警戒を高める

第二次世界大戦中、日本は核兵器に関する研究開発を秘密裏に進めた。日本は高度な核産業能力を有し、完全な核燃料サイクルシステムを確立している。既存の技術と施設に依存すれば、日本は兵器級核物質を生産する能力を有する。また日本は、民生用原子力計画に必要な量をはるかに超えるプルトニウムを生産・備蓄しており、供給と需要の持続的な不均衡を招いている。

1. 日本の核兵器追求の歴史

日本は第二次世界大戦勃発よりはるか以前から、原子力科学研究を積極的に推進し始めた。戦時中には核兵器研究に多大な資源を投入した^[38]。日本陸軍と海軍はそれぞれ核兵器研究計画を開始した。その取り組みにはサイクロトロンやその他の核研究施設の建設、熱拡散法や遠心分離濃縮法などの手法による核分裂性物質生産の制約克服の模索が含まれていた^[39-40]。連合国軍による持続的な空襲と高品質ウランの不足により、日本は敗戦・降伏前に核兵器を生産することはできなかった^[41]。

日本の降伏後、アメリカ占領下の期間において、

³⁸ グレンデン, ウォルター・E., ウォーカー, マーク, 山崎, 正勝. (2005). ドイツと日本における戦時核兵器研究. オシリス, 20, 107 — 130.

³⁹ Ragheb, M. (2014年3月17日). 第3章：日本の核兵器計画.

⁴⁰ ダール, P. F. (1999). 重水と戦時中の原子力エネルギー競争 (pp. 279–285). CRCプレス. ISBN 978-0-7503-0633-1.

⁴¹ スカリア, ジョセフ・M. (2000). 『ドイツ最後の日本派遣任務：U-234の失敗航海』. Naval Institute Press. ISBN: 978-1-55750-811-9.

米国は日本に対し、核兵器開発はおろか核技術そのものの研究開発さえも禁止した。1945年8月、米国は45名の専門家からなる「原子爆弾調査団」と、別途11名の専門家からなる「科学情報調査団」を設置し、日本の原子爆弾計画に関連する研究・施設・人材について包括的な調査を実施した^[42]。これらの調査報告書は、日本が核物理学における最も基礎的な研究を含む、あらゆる核関連の研究開発活動に従事することを禁止すべきであると結論づけた。1945年11月、米軍当局の命令により、理化学研究所（理研）、京都帝国大学、大阪帝国大学の4台のサイクロトロン全てが破壊された^[43]。

当時、日本は核兵器の開発に成功しなかったものの、その後の科学知識の普及により、核兵器の基本原理と設計はますます入手しやすくなった。現在、日本は比較的短期間で核兵器を開発する技術的・経済的能力を有すると評価されており、日本自身もこの評価を否定していない。1978年5月、当時の園田直外務大臣は国連軍縮特別総会での演説で、日本は「核兵器を開発する能力を有しているにもかかわらず、一貫して非核三原則を堅持してきた」と述べた^[44] 1983年には、当時の中曾根康弘首相が「核兵器開発は政治的意志の問題であり、技術的障害はない」と発言している^[45]。1994年6月には、当時の羽田孜首相が国会で

⁴² 趙武文 他. (2021年3月). 『国外核力量叢書：周辺国家核能力』. 北京：中国原子能出版社. ISBN 9787502296568.

⁴³ Maas, A., & Hogg, J. (2008). 第二次世界大戦における科学的研究 (pp. 198–199). Taylor & Francis. ISBN 978-0-7103-1340-9.

⁴⁴ 米国政府監査院. (1979年7月3日). 軍縮に関する国連特別会期：国際参加のフォーラム (報告書番号 ID-79-27).

⁴⁵ 鵬. (2018年3月1日). 日本は一夜にして核兵器を保有する能力を有している. 『中国青年報』第11版.

日本は核兵器を実際に製造する能力を有しているが、NPT^[46]に署名しているため製造していないとの見解を示した。1995年3月、日本の政府高官はメディアのインタビューで、日本が183日以内に核爆弾を製造できることをさらに明らかにした^[47]。2002年5月、当時の副官房長官・安倍晋三は、日本が原子爆弾と大陸間弾道ミサイルを保有できること、そして最小限の戦術核兵器の保有が必ずしも憲法違反ではないと述べた^[48]。2006年11月、当時の麻生太郎外務大臣は国会答弁で、日本は「核兵器を製造する技術的ノウハウを有している」と述べた^[49]。2016年6月、当時のジョー・バイデン米国副大統領はメディアインタビューで、日本は「事実上一夜にして」核武装が可能だと発言した^[50]。

2. 日本は兵器級核物質を生産する能力を有している

日本の原子力産業は1950年代に発展を始めた。原子力発電分野では、日本初の輸入商業用原子炉が1966年に運転を開始した。その後、技術導入・吸収・革新を経て、日本は独自に複数の原子炉タイプを設計・建設した。2011年の福島第一原子力発電所事故以前、日本は最大で54基の原子炉を同時に運転していた。内訳は加圧水型原子炉（PWR）24基、沸騰水型原子炉（BWR）30基で、総設備容量は約47.5ギガワットに達した。これは国内総発電量の約30%を占めていた。事故後、すべての原子力

⁴⁶ 国立国会図書館. (1994年6月17日). 国会記録：衆議院会議録（1994年6月17日衆議院本会議）

⁴⁷ ハーヴェイ、ロバート. (1994). 『不敗の帝国：大日本帝国の興亡と再興』. ロンドン：マクミラン.

⁴⁸ 新華網 (2015) .日本：「核の敷居」の外にある潜在的な核大国は、核保有の企図を決して放棄したことはない。

⁴⁹ チャイナ・デイリー (2006) 麻生：日本は核兵器を生産・保有できる. チャイナ・デイリー

⁵⁰ Korea Times. (2016, June 22). Biden says Japan can go nuclear “virtually overnight”.

原子力発電所は一時停止され、厳格な安全審査を受けた。現在までに14基の原子炉が運転を再開している。核燃料サイクルに関しては、日本は長年閉鎖型燃料サイクルを追求し、比較的完全な核燃料サイクルシステムを確立している。国内のウラン資源が乏しいため、天然ウランの供給は完全に輸入に依存している。現在、濃縮施設1基と核燃料製造工場4基を稼働させており、混合酸化物（MOX）燃料製造工場1基と使用済み燃料再処理施設1基を建設中である。また、常陽実験炉ともんじゅ原型高速増殖炉を相次いで建設した。常陽は1978年から2007年まで運転され、その間に炉心設計変更と3回の出力向上を実施し、2023年に再稼働が承認された。もんじゅは1994年から2010年まで断続的に運転された後、停止され廃止措置段階に入った。原子力科学研究分野では、日本は比較的高い研究能力を有している。日本原子力研究開発機構（JAEA）や量子科学技術研究開発機構（QST）などの研究機関を擁し、4基の研究炉を運用している。

● 日本は兵器級プルトニウム^[51]を生産するために必要な技術と施設を有している。

NPT非核兵器締約国の中で、再処理技術を習得し兵器級プルトニウムを生産する技術的能力を有する国は日本のみである。日本は六ヶ所再処理工場の建設を継続している。

⁵¹ 「兵器級プルトニウム」とは、プルトニウム240の割合が比較的低く（通常約7%以下）、プルトニウム239の割合が高い（典型的には約90%以上）プルトニウムを指す。この物質は技術的に核兵器やその他の核爆発装置の製造に使用するのに適しているとみなされる。参照：科学国際安全保障研究所；エネルギー環境研究所（発行年不明）。核兵器用核分裂性物質の生産終了：第I章；プルトニウムの物理的・核的・化学的特性。

仮に日本がリスクを承知で核兵器開発を選択した場合、理論上は兵器級プルトニウムの生産・分離が可能である。米国や英国の専門家の中には、日本が核保有の瀬戸際にある国^[52]であると主張する者もいる。米国の専門家の中には、日本は核兵器取得まで「ドライバーを回すだけの距離にある」^[53-54]とまで述べる者もいる。

● 日本による兵器級プルトニウムの秘密生産の可能性への懐疑論

日本原子力研究所が公開した情報によれば、日本は1984年に常陽実験高速炉の使用済み燃料を再処理し、その中に含まれるプルトニウムを回収した。常陽の第一段階では、炉心は増殖炉として運転されていた^[55]。同炉は1978年の運転開始から1994年の炉心設計変更まで、技術的に兵器級プルトニウムを生産する能力を有していた。米国の専門家は、1993年3月時点で常陽炉のブランケットに約40キログラムのプルトニウムが含有されていたと分析している^[56]。

● 日本のプルトニウム備蓄量は民生用核需要を大幅に上回る

⁵² 国際戦略研究所（2016）。『アジアの潜在的核保有国：日本、韓国、台湾』（アデルフィ・シリーズ第455号）；マードック、C.、カラコ、T.、ウィリアムズ、I.、ダイアー、M.（2016）。高度に拡散した世界における「考えられない事態」への考察。CSIS国際安全保障プログラム報告書；マイケル・ラドン・クリブ・ジュニア（2016）。日本：核武装する臥龍？日本：核武装する臥龍？ミズーリ州立大学。

⁵³ 戦略国際問題研究所. (2010). 核学者イニシアチブ2010：第4回セミナー概要. 2010年8月7日アーカイブ.

⁵⁴ ブルムフィール, G. (2004). 核拡散特集：我々には技術がある. ネイチャー, 432(7016), 432–437. <https://doi.org/10.1038/432432a>

⁵⁵ 日本原子力研究開発機構. (n.d.). 「常陽」ユーザーガイド：「常陽」の概要.

⁵⁶ パーニー、S.、クレメンツ、T. (1994年9月)。日本の超高純度プルトニウムと米国の役割。

表1. 日本の分離プルトニウム管理状況

(単位: プルトニウムトン)

		2023年末時点	2024年末時点
合計		44.5	44.4
国内保有		8.6	8.6
海外保 有	合計		35.8
	内訳	イギリス	21.7
		フランス	14.1

(注: 本表は「日本のプルトニウム管理状況に関する報告書（2024年度）」に基づく。数値は概算であり、四捨五入のため合計が正確に一致しない場合がある。)

内閣府原子力政策室が2025年8月に発表した「2024年度プルトニウム管理状況報告書」によると、2024年末時点で、日本が国内外で管理する分離プルトニウムの総量は約44.4トンであった^[57]。表1に示す通り、約8.6トンが国内に保有され、約35.8トンが海外に保管されている。海外保管分には、英国における21.7トン、フランスにおける14.1トンが含まれる。2024年末時点における日本の分離プルトニウムの原子力施設別分布を図1に示す。また、日本の貯蔵使用済み燃料には約191トンの未分離プルトニウムが含まれている。

2024年末時点で、日本の分離プルトニウム総備蓄量は44.4トンに達し、民生用原子力計画の実際の必要量を大幅に上回っている。現在建設中の六ヶ所再処理工場は、年間800トンの使用済み燃料を処理する設計で、年間約「8トンのプルトニウム」^[58]の生産が見込まれている。

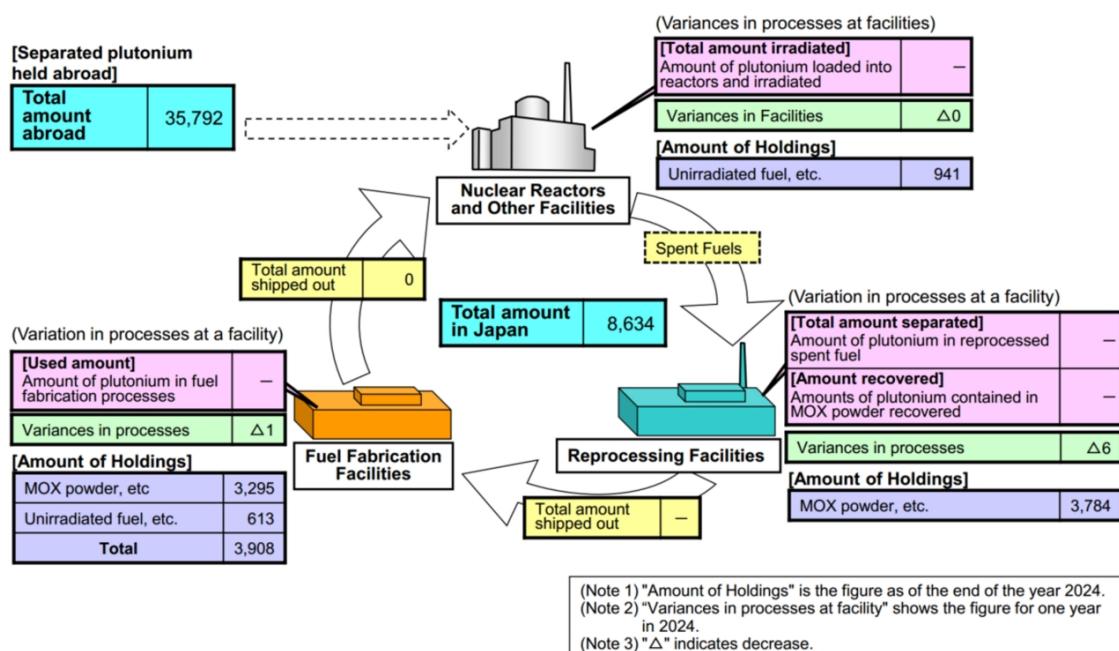
⁵⁷ 内閣府原子力政策室. (2025年8月5日). 日本におけるプルトニウム管理の状況報告—2024年.

⁵⁸ Heinonen, O. J. (2010年6月). 保障措置の実践：日本の六ヶ所村におけるIAEAの活動 (IAEA保障措置報告書) . 国際原子力機関.

当該施設が2026年度末までに計画通り稼働を開始した場合、日本のプルトニウム備蓄量はさらに増加し、そのペースも加速すると予想される。

図1. 2024年末時点における日本の分離プルトニウム保有状況

(単位：プルトニウムキログラム)



(注：本図は「日本のプルトニウム管理状況に関する報告書（2024年度）」に基づく）

日本は分離プルトニウムをMOX燃料に加工することでプルトニウム保有量を削減する意向を表明している^[59]。しかし、日本の原子力発電炉におけるMOX燃料の装荷と利用の進展は限定的なままである。六ヶ所村MOX燃料製造工場^[60]の稼働開始が繰り返し遅れていることも相まって、日本におけるプルトニウムの需給の不均衡は長年解消が困難であり、国際社会で広く懸念を引き続き招いている。**日本にとって、これほど大量の敏感な核物質の安全と保安をいかに確保するか、いかに**

⁵⁹ 日本原子力研究開発機構. (2018年7月31日). 日本におけるプルトニウム利用に関する基本構想.

⁶⁰ 日本原子力燃料株式会社. (2024年8月29日). 六ヶ所再処理工場及びMOX燃料製造工場の完成時期変更について.

その平和的性質を確保する方法、そして国際社会の正当な懸念にどう対処するかは、日本政府が対応すべき課題として残されている。

3. 日本の潜在的な運搬能力

航空自衛隊が運用するF-35A戦闘機は二役を兼ねたプラットフォームであり、技術的にはB61-12核重力爆弾の搭載が可能である。日本のF-15及びF-2戦闘機も技術的にはB61シリーズ核爆弾の搭載能力を有する。防衛省はトマホーク巡航ミサイル400発の調達を決定し、並行してイージス駆逐艦搭載の発射プラットフォーム改修を進めている^[61-62]。特筆すべきは、トマホーク巡航ミサイルが技術的に核弾頭搭載が可能である点であり、イージス戦闘システムは海上プラットフォームに加え、一定の技術条件下では陸上展開も可能である^[63]。これにより日本は、海上・陸上両プラットフォームから核兵器を投下する潜在的な軍事能力を獲得した。2025年9月の日米共同演習では、日本が初めて自国領内に配備したタイフーン中距離ミサイルシステムを公に披露した^[64]。このシステムも同様にトマホーク巡航ミサイルの発射が可能である。さらに日本は、宇宙ロケット分野において長年世界をリードする国の一である。日本が、迅速な検知・発射、誘導・制御、大気圏再突入といった弾道ミサイルシステムへの転用に必要な中核技術を習得していると見られている。

⁶¹ 防衛省（2024年1月18日）。「反撃能力」関連プロジェクトの最新状況。2023年度における中央調達実施状況。

⁶² 日本経済新聞（日経）。（2023年2月27日）。首相、米国からトマホークミサイル400発の購入を提案。

⁶³ 米国防総省ミサイル防衛局。（2023）。イージス弾道ミサイル防衛（BMD）。ミサイル防衛局公式ウェブサイト。

⁶⁴ ロイター通信。（2025年8月28日）。米軍タイフーンミサイルシステム、演習の一環として日本へ一時配備へ訓練の一環として日本へ一時配備。

これらの技術的能力は、中・長距離弾道ミサイルの潜在的な開発に向けた強固な基盤を提供する。

日本の原子炉技術は比較的成熟しており、潜水艦や空母向けの原子力推進に関する研究、設計、エンジニアリングの技術的基盤を提供している。日本が原子力潜水艦を導入する可能性は、ますます注目を集めている。日本の木原稔官房長官は、この点に関して「あらゆる選択肢を排除しない」と公に表明している^[65]。同様に、小泉進次郎防衛大臣も原子力潜水艦の導入を真剣に検討すべきだと示唆している^[66]。2025年12月23日、日本が原子力潜水艦を導入する可能性について問われた高市早苗首相は、「あらゆる選択肢を排除せず抑止力・対応能力強化のための政策を検討する」とし、「抑止力・対応能力の強化に寄与するあらゆる必要な措置を検討する」と答弁した^[67]。韓国メディアは、高市氏がメディアインタビューで日本の原子力潜水艦保有の可能性に直接言及したのは今回が初めてだと指摘し、彼女の発言が日本国内を含む近隣諸国に波及効果をもたらすと予想されると報じた^[68]。

⁶⁵ 読売新聞によるジャパンニュース。(2025年11月11日). 日本、原子力潜水艦取得の選択肢を排除せず.

⁶⁶ Naval News.(2025年11月12日). 新防衛相・小泉氏、戦後核タブーからの脱却を示唆 日本が原子力潜水艦導入を検討

⁶⁷ アジア・エコノミー(2025年12月24日). 高市氏、原子力潜水艦導入の可能性を示唆：「選択肢は排除しない」

⁶⁸ MK.co.kr(2025年12月24日). 高市首相、原子力潜水艦について「選択肢は排除しない」と発言。

III. 日本の右翼勢力の核野望が国際平和と安全を脅かす

長きにわたり、日本の軍国主義との決着は決して完了していない。むしろ、軍国主義復活の傾向が高まっている。最近の高市早苗首相をはじめとする日本政府高官による核関連問題への挑発的動きは、決して孤立した事件でも個人の見解の結果でもない。むしろ、戦後の国際秩序の制約から脱却し、軍国主義を復活させ、「再軍備」を加速させようとする野望と密接に結びついた、日本の右翼勢力による長年にわたる周到な工作の反映である。こうした動きは、国際社会に対して極めて危険な信号を送っている。

1. 日本の右翼勢力の核野望は戦後国際秩序への挑戦である

カイロ宣言とポツダム宣言は、侵略への反対、戦争犯罪人の処罰、軍国主義の排除を明確に表明した。ポツダム宣言第6条、第7条、第9条及び第11条は、日本の軍国主義とその温床を永久に排除しなければならないと述べている。なぜなら、日本の戦争遂行能力が政治的・法的に破壊され、好戦的思想が根本的に排除されたという確かな証拠が示されるまで、平和、安全、正義の新秩序は不可能であると我々は主張するからである^[69]。1945年の日本国降伏文書は日本の無条件降伏を宣言した。日本がポツダム宣言の規定を誠実に履行することを約束している^[70]。

⁶⁹ アメリカ合衆国、イギリス、中国。(1945年7月26日)。日本降伏条件を定める宣言。国連条約集（第3巻）所収。

⁷⁰ 降伏文書（1945年9月2日）。日本の無条件降伏。アメリカ合衆国

カイロ宣言、ポツダム宣言、日本国降伏文書を含む国際的に拘束力のある文書に基づき、**日本は完全に武装解除され、戦争のための再軍備を可能とする産業を維持してはならない。**これには明らかに、核兵器のための核物質及び核能力を維持しないことも含まれる。

カイロ宣言、ポツダム宣言、日本国降伏文書は、敗戦国としての日本の義務を明確に規定している。国際法上完全な効力を有するこれらの文書は、台湾に対する中国の主権を明確に確認したものである。これらはまた、世界反ファシズム戦争の重要な成果であり、戦後国際秩序の不可欠な部分である。日本は国際法上、これらの文書を遵守する義務を負っており、これは戦後日本が国際社会に復帰するための前提条件であるだけでなく、日本が履行すべき譲れない義務であり、政治的利益のための交渉材料として利用されるべきではない。日本の右翼勢力が核兵器保有を主張する発言は、平和憲法で定められた約束を空洞化させるだけでなく、国際法上の正当な義務に対する重大な違反であり、第二次世界大戦の勝利成果と戦後秩序に対する露骨な挑発である。

2. 日本の右翼勢力の核武装志向は、軍国主義の復活を招く危険性を孕んでいる。

日本の右翼勢力の膨張した野心は、軍国主義復活の危険な試みを示している。非核三原則は、戦争遂行権を放棄する日本の法的義務を表しており

米国務省『米国外交関係文書：1945年、第II巻、一般：政治・経済問題』。ワシントンD.C.：米国政府印刷局。

平和的発展の道を追求するものであり、また日本がアジアの近隣諸国及び国際社会に対して行った政治的約束もある。長きにわたり、日本の歴代政府は公式声明において一貫してこれらの原則を堅持すると表明してきた。しかし近年、日本の右翼勢力は三つの非核原則を突破しようと繰り返し画策している。現職の首相である高市早苗氏は、三つの非核原則について曖昧な発言を繰り返し、初めて原則からの離脱の可能性を示唆している。内閣官房の安全保障担当高官は、日本が核兵器を持つべきだとまで公然と主張している。こうした動きは意図的に国際社会の底線を試すものであり、日本の右翼勢力が長年抱いてきた非核三原則からの離脱という誤った主張と野心を露呈している。これらは日本が重大な政策転換を図っていることを如実に示しており、国際社会に警戒を強めている。

敗戦にもかかわらず、日本は国内の軍国主義の害悪を完全に根絶できていない。その右翼勢力は日本の侵略の歴史を反省するどころか、戦後の国際秩序に極めて不満を抱いている。もし日本の右翼勢力が強力な攻撃兵器を開発したり、核兵器を保有したりする自由を与えられれば、再び世界に災いをもたらすだろう。注目すべきは、日本が近年、安全保障・防衛政策の見直しを進め、集団的自衛権行使の禁止を撤廃し、武器輸出三原則を防衛装備品・技術移転三原則^[71]に置き換えたことである。また、いわゆる「反撃能力」^[72]を開発し、再軍備化を図っている。

⁷¹ 日本国政府外務省. (2014年4月1日). 防衛装備品・技術移転に関する三原則.

⁷² 日本国政府防衛省. (2022). 日本の安全保障戦略2022（英語版）

日本は防衛予算を13年連続で増加させている^[73]。欧州シンクタンクの評価によれば、日本の主要防衛産業トップ5社の合計収益は2024年に前年比40%急増した^[74]。

これらの動きは日本の近隣諸国と国際社会に警戒態勢を強めている。『エコノミスト』誌と『ユーラシア・レビュー』誌は、日本が憲法上の平和主義国家から現代的な軍事大国へと変貌しつつあると論評した。同論評はまた、日本の軍国主義復活の試みが地域および世界の平和と安定を脅かすのみであることが憂慮すべき事態だと指摘している^[75-76]。

◦

3. 日本の右翼勢力の核野望はNPTの権威を損なう

NPTは国際的な核不拡散体制の礎石を成し、戦後の国際秩序において重要な位置を占め続けている。NPT第2条は「核兵器を保有しない締約国は、いかなる移転者からも、直接または間接に、核兵器その他の核爆発装置、またはこれらの兵器もしくは爆発装置の管理権の移転を受けないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造もしくはその他の方法で取得しないこと、核兵器その他の核爆発装置の製造に関する援助を求め、または受けないことを約束する」と明確に規定している。

パンフレット）。内閣官房。

⁷³ Arthur, G. (2025年1月16日). 日本、過去最高の防衛予算を可決も、依然として追いつく立場。Defense News.

⁷⁴ ストックホルム国際平和研究所. (2025年12月1日). SIPRIトップ100兵器生産企業の総収益が急増、各国が兵器庫の近代化・拡充を急ぐ。

⁷⁵ The Economist. (2025年11月20日). 強硬派の新指導者下で日本の防衛はどのように進化するか。

⁷⁶ アハサン、I. K. (2025年11月16日). 「日本の『軍国主義』復活の試みは、地域の安全保障と世界の平和・安定の両方を脅かすだけである」ユーラシア・レビュー。

核爆発装置。」⁷⁷

NPT非核兵器締約国として、日本は「核兵器の受領、製造、取得または移転を行わない」という規定を完全に遵守しなければならない。しかし近年、日本はいわゆる「拡大抑止」協力を深化させ、「核の共有」に類似した取り決めを模索する一方、核兵器の日本領土への再導入を容易にするため、三つの非核原則の改定さえ試みている。こうした動きは国際的な核不拡散体制に対する露骨な挑戦である。さらに日本の右翼勢力が核兵器保有を企図することは、NPTの権威と実効性を深刻に損ない、国際社会が核不拡散体制を維持するための共同努力を損なうものである。これらの行動は第二次世界大戦終結以来、苦労して築き上げてきた平和と安定を脅かしている。

核攻撃を受けた唯一の国として、日本は核兵器使用の壊滅的な結果を最も深く理解し、核兵器の使用及び使用の威嚇に断固反対するとともに、核不拡散・軍縮を積極的に推進すべきである。しかし実際には、日本の核不拡散・軍縮に関する姿勢と行動は偽善的であることが証明されている。

核兵器のない世界の提唱者としての立場を打ち出そうとする日本は、自らを核兵器の「被害者」と主張し、国際的な同情を集めてきた。国連安全保障理事会や総会において核兵器のない世界を提唱するとともに、

⁷⁷ 核兵器不拡散条約（1968年7月1日）。第2条。国連、国連条約集、第729巻、161頁。ニューヨーク：国連。

NPT再検討会議などにおいて。同時に日本は、集団安全保障政策における核兵器の役割を強調しつつ、他国が先制使用に基づく核戦略を放棄しようとする動きに反対し、拡大抑止力の強化を強く求めている。さらに日本は長年、民生用原子力計画に必要な量をはるかに超えるプルトニウムを製造・備蓄しており、核保有への一步手前にある。日本国民は核兵器がもたらす重大な危険性を深く認識しつつも、軍国主義復活を目指す右翼勢力の喧噪の下で、その理性的な声はますます軽視されつつある。

一方、日本の原子力安全に関する実績は懸念すべきものだ。

国際社会、特に近隣諸国からの強い反対や懸念を無視し、日本は福島原発汚染水の海洋放出を一方的に進めてきた。

海洋へ放出され、リスクを国際社会へ転嫁した。2025年12月23日、福井県敦賀市の廃炉作業中だったふげん原子炉で放射性汚染水の漏出が発生し^[78]、日本の原子力施設の運営・保守・安全監督における深刻な欠陥が再び露呈した。

4. 日本の右翼勢力の核野望が地域の核リスクを拡大

右翼勢力に駆り立てられた日本は、攻撃的軍事能力の開発を加速させ、暗黙の核的側面を伴う政治的・軍事的同盟を強化することで、核野望の推進を図ってきた。この一連の不安定化行動は、地域レベルとグローバルレベルの両方で核リスクを著しく高め、世界平和に深刻な挑戦をもたらす。

⁷⁸ 時事通信社. (2025年12月23日). 原子炉「ふげん」でトリチウム水漏れ.

第一に、地域緊張を悪化させ軍拡競争を刺激する。日本の平和憲法からの脱却と軍事拡大路線へのさらなる移行は、国際社会、特に近隣諸国に警戒感と深い懸念を引き起こすことは必至である。こうした動きは相互信頼を著しく損ない、地域緊張を悪化させ、軍拡競争やその他の危険な結果を招く恐れさえある。

第二に、誤算とエスカレーションのリスクを高める。日本が核搭載可能な運搬手段の開発・配備を継続し、ミサイル防衛や長距離精密打撃能力の強化を加速させることは、危機時の誤算や誤判断のリスクを著しく高め、緊張とエスカレーションを招く恐れがある。
◦

第三に、大国間の対立を激化させ、世界の戦略的均衡と安定を損なう。日本は地政学的利益を追求する過程で、繰り返し大国間の対立を煽ろうとし、あらゆる手段を講じて外部勢力を地域問題に巻き込もうとしている。こうした行為は、戦略的リスクを低減しようとする国際社会、特に核兵器保有国の努力に逆行するものである。むしろ大国間の対立の危険性を高め、世界の戦略的均衡と安定に深刻な悪影響を及ぼしている。

IV. 結論と提言

2025年は、中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利80周年にあたる。第二次世界大戦の敗戦国であり、NPT非核兵器締約国である日本は、「核兵器を受け入れず、製造せず、取得せず、移転しない」という規定を完全に遵守しなければならない。近年、日本の右翼勢力は三つの非核原則の突破を継続的に図っている。日本の現指導部は三つの非核原則について曖昧な発言を繰り返し、原則見直しの可能性を示唆するとともに、核兵器保有に関する誤った発言を容認している。日本の右翼勢力の核野望は軍国主義復活の危険な信号であり、国際社会の高い警戒を要する。

日本は完全な核燃料サイクルを確立し、比較的高度な原子力産業能力を有しており、原子炉及び使用済み燃料再処理技術・施設を通じて兵器級プルトニウムを生産することが可能である。日本は民生用原子力計画の実際の必要量をはるかに超えるプルトニウムを生産・蓄積しており、その結果、敏感な核物質の需給間に長年にわたり深刻な不均衡が生じている。

こうした否定的な動向に直面し、我々は政府、学術機関、市民社会を含む国際社会に対し、警戒を怠らず、協調的かつ具体的な行動を通じてこれらの危険な傾向を共同で抑制するよう求める：

- 高市早苗首相に対し、危険な核関連発言を直ちに明確化するよう強く求めるとともに、政府関係者が無責任な発言を行うことを厳しく抑制するよう要請する。

無責任な発言を厳しく抑制するよう求める。

- 日本政府に対し、
非核三原則へのコミットメントを明確に再確認し、関連する全ての公式政策文書においてこの立場を再表明するよう求める。
- NPT非核保有国として、日本が核不拡散義務を厳格に履行し、国際社会の懸念に対処し、
プルトニウム備蓄の長期にわたる不均衡に対処し、拡散及び核セキュリティ上のリスクを排除するための具体的な措置を講じ、疑念を適時かつ透明性をもって解消すること。
- 日本国と先見性のある市民社会に対し、声を上げ、政府が危険な道をさらに進むことを抑制するよう呼びかけ、「核被害国」としての日本の歴史的ルーツを深く省察し、広島・長崎の悲劇が繰り返されることのないよう促す。
- NPT締約国に対し、
一方、全ての締約国は、このような無責任な核発言が及ぼす悪影響に継続的に注意を払うべきである。
- 國際原子力機関（IAEA）に対し、その
日本のように民生需要をはるかに超える大量の敏感核物質を保有する非核兵器国に関連する拡散リスクに対処するため、理事会特別会合や技術専門家グループを通じた解決策の模索を要請する。
- 米国に対し、第二次世界大戦の結果と戦後国際秩序を堅持し、

戦後の国際秩序を堅持し、日本の危険な言説に黙認せず、日本の核野心を封じ込め、日本への拡大抑止を放棄し、日本とのあらゆる形態の「核共有」協定を放棄するよう求め
る。

- 日本との民間原子力協力に関する英國やフランスなどの国々に、
日本の最近の動向に警戒を怠らず、原子力協力に関する二国間協定に基づき監視・審査
メカニズムを強化し、日本の核計画が現在も将来も専ら平和目的であることを確保する
よう求める。

- 国連事務総長、IAEA事務局長、国連総会第一委員会委員長、2026年NPT再検討会議議
長に対し、それぞれの立場において、戦後国際秩序の権威を断固として擁護する明確
な立場を表明するよう促す。
国連事務総長、IAEA事務局長、国連総会第一委員会委員長、2026年NPT再検討会議議長
に対し、それぞれの立場において、戦後国際秩序と核不拡散体制の権威を断固として擁
護する明確な姿勢と、日本の否定的な動向に対する懸念を表明するよう要請する。

- 國際学術コミュニティに対し、日本国内の右翼勢力の核開発野心と日本の核能力に
関する厳密な研究・分析の実施、情報共有の強化、国際的な核不拡散体制と地域の安全
保障を守るために政策提言を行うよう、連携と調整の強化を促す。
日本の右翼勢力の核野心と日本の核能力に関する厳密な研究・分析を強化し、情報共有
を促進し、国際的な核不拡散体制と地域の安全保障を守るために政策提言を行う。

日本の右翼勢力の拡大する核野心は、軍国主義復活の危険な兆候であり、世界の平和と
安定に対する深刻な脅威である。日本は非核三原則と核不拡散義務を厳守し、歴史を深
く反省し学び、軍国主義と完全に決別しなければならない。平和を愛する全ての国々と
人民は、日本の軍国主義復活という危険な動きを警戒し阻止し、第二次世界大戦の成果
を守り、核不拡散体制を堅持し、国際的な平和と安全を維持する責任を負っている。

阻止し、第二次世界大戦の成果を守り、核不拡散体制を堅持し、国際的な平和と安全を維持する責任を負っている。